

## 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)の 保険料のお支払いについて

月額1万5千円以上の年金をもらっている方は、窓口に出向いて納めていただく手間をかけないため、原則として、2ヵ月毎に払われる年金から2ヵ月分の保険料をお支払いいただきます。二つ以上の年金を受給されている場合は、優先順位があり、一つ目の年金(介護保険料が引かれている年金)から保険料が徴収されます。

ただし、長寿医療制度の保険料と介護保険料を合計して、年金額の半分以上を超える場合、納付書等でお支払いいただきます。

また、下記の平成20年6月に決定された改善策による手続きにより口座振替で納める場合は、手続き完了後(手続きには2ヵ月程度かかります。)口座振替によるお支払いに変更となります。

### ■平成20年6月に決定された改善策

次の場合は、市町村で手続きいただくと、年金天引きを中止し、口座振替で納められるようになります。なお、手続きには2ヵ月程度かかります。

- ①これまで2年間、国民健康保険の保険料の納め忘れがなかった方ご本人が、口座振替で支払う場合
- ②世帯主・配偶者が、本人(年金180万円未満の方)に代わって納める場合

注)上記②の場合、所得税及び個人住民税の社会保険料控除は、口座振替により保険料を支払った世帯主または配偶者に適用されます。なお、年金天引きされる被保険者は、被保険者自身に社会保険料控除が適用されます。

年金から、10月、12月、翌年2月の各月にお支払いいただく保険料額は、原則として、平成20年度の保険料額から、平成20年9月までに年金からお支払いいただいた額や納付書等で納めていただいた額を差し引いた額を3等分した金額となります。

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎0978-72-5162

## 長寿医療(後期高齢者医療)制度からのお知らせ

長寿医療(後期高齢者医療)制度へ加入する前日の健康保険が、政府管掌保険・船員保険・健康保険組合・共済組合(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方の保険料の徴収が、10月から始まります。

ただし、経過措置「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」が設けられ、保険料が軽減されます。7月に送付された「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認の上、「保険料額」が「2,300円」になっていない場合は、市役所本庁 市民健康課または各総合支所保健衛生係の窓口までご連絡ください。

- お持ちいただく書類
- 1. 保険料通知書
  - 2. 社会保険の離脱証明書
  - 3. 2をお持ちでない方は、被扶養者であったことが分かる何らかの書類

### 申請窓口

市民健康課 国保係 ☎0978-72-5166 武蔵総合支所 保健衛生係 ☎0978-68-1113  
国見総合支所 保健衛生係 ☎0978-82-1112 安岐総合支所 保健衛生係 ☎0978-67-1114

問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771(代表)